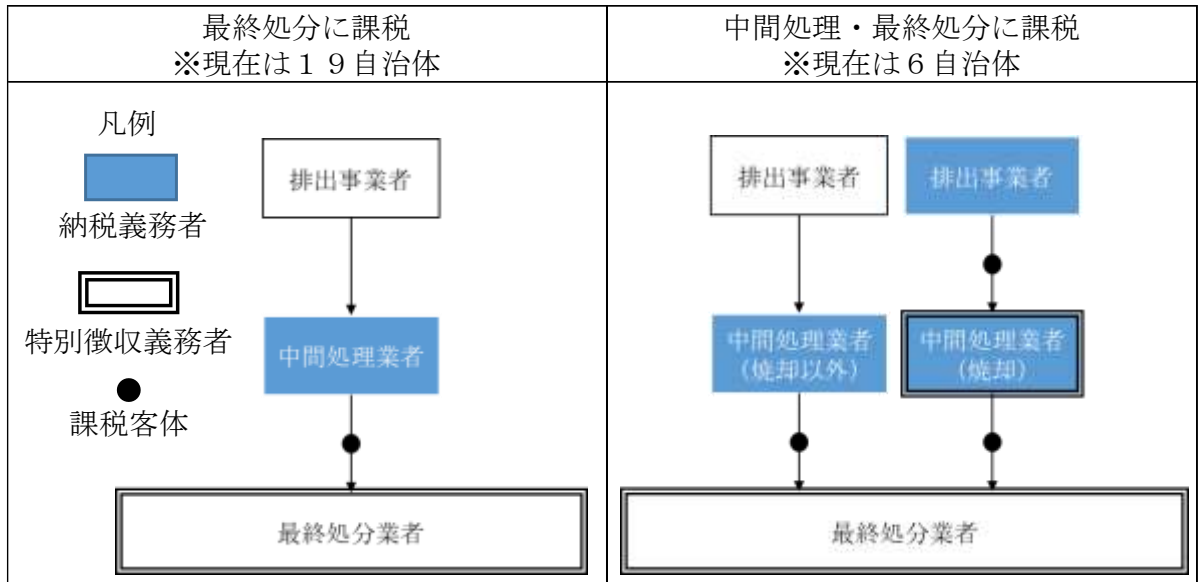


## 課税方式の違いについて

—福島県地方税制等検討会報告書（H16.9）より—

令和 2 年 3 月 2 4 日  
産 業 廃 棄 物 課

## 1 課税方式について



## 2 検証結果について

○ (b) 最終処分業者特別徴収方式は、最終処分場への搬入時のみを課税段階としており、制度が簡素であるとともに、北東北 3 県や新潟県、宮城県などの隣接県も採用していることから、事業者の制度に対する理解という面も含め、周辺との制度的な調和を図るという点で好ましい。

※ 現在は、山形県（隣接県）も同じ課税方式の税制度を導入している。

○ (d) 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式は、焼却処理についても税負担を求めており、焼却処理される産業廃棄物については、排出事業者の削減努力をより強く促すことが期待出来るが、次のような点を考慮することが必要である。

ア 経済的手法である税制度は、廃棄物処理法や福島県産業廃棄物処理計画等の施策と連動して進められるものであり、これらにおいては、焼却処理が他の中間処理と区別して取り扱われていないこと。

イ 焼却処理施設への搬入に対しても課税とする自治体の理由として、他の中間処理と比べて著しく環境負荷を与えることが示されているが、焼却灰の再利用や焼却熱の熱回収（いわゆるサーマルリサイクル）を行っている場合は、環境負荷が低減されているとして特例措置等を設けており、税制度が複雑化する懸念があること。

ウ 焼却処理施設への搬入に対する課税は、最終処分場への搬入のみの課税と比較して、焼却処理施設に持ち込む排出事業者に実質的に 5 倍以上の税負担を生じさせること。